

社会科見学に関するバス借り上げ要綱

制定 平成9年3月28日 教育長決定 要綱第2号
改正 平成12年3月31日 要綱第27号
平成28年4月1日 要綱第55号

(目的)

第1条 区立小学校および義務教育学校前期課程が実施する社会科見学の際にかかるバス輸送を公費負担することにより、将来の主権者である児童の自治意識の涵養を促すとともに、私費負担の軽減を図る。

(対象施設)

第2条 区役所庁舎・区議会議場・防災センターおよび社会科の学習に必要な施設を見学の対象とする。

(対象学校および学年)

第3条 原則として区立小学校および義務教育学校前期課程の3年生を対象とする。

(借り上げ費の額)

第4条 バスの借り上げは予算の範囲内とし、原則1学級1台を基準に定める。

(配車申請)

第5条 バスの配車を受けようとする学校は、事前に掲げる事項を記入した申請書(様式1)を学務課長へ当該授業日の前々月の15日までに提出しなければならない。なお、配車を取り消す場合は10日前までに報告すること。

(配車決定)

第6条 学務課長は、前条の規定による申請書を受理した場合はこれを審査し、配車するものと決定したときは配車決定書(様式2)を学校長に交付する。

(配車実施報告)

第7条 学校長は、事業の適正円滑な執行を図るためその執行状況に関し、事業実施後7日以内に学務課長に報告書(様式3)を提出すること。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式 2 (第 6 条関係)

事 務 連 絡
年 月 日

校長 様
小学 3 年生社会科見学担当者 様

学務課長

社会科見学バス配車決定書 (年 月実施分) について

社会科見学バス配車について、先にご提出いただきました「社会科見学バス借上げ申請書」の内容で、バスの手配が決定しましたのでお知らせいたします。

なお、実施日の 2～3 日前になりましたら、バス借上げ先 () から FAX 等で運送引受書が届きます。

運送引受書が届きましたら、書面に記載された乗車・降車場所、時間および運行内容等をご確認ください。

また、実施後 7 日以内に「社会科見学完了報告書」の提出をお願いいたします。

【担当】学務課 学事係
電話：

様式3 (第7条関係)

様式3

年 月 日

学務課長様

学校名: _____

校長名: _____ 印

担当者: _____

社会科見学完了報告書

このことについて、下記のとおり報告いたします。

実施日	年 月 日 ()
実施時間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
学級名	3年生 . . . 組
参加人員	児童数 名 . 引率者数 名 合計 名
使用台数	組分 台
(1) 開始時配車場所・見学施設および運行コース・終了時降車場所	開始時配車場所・時間 (. 時 分) 年 月 日
(2) 上記の時間	午前・午後
(3) その他	3年生 児童数
	開始時配車場所・時間
	終了時降車場所・時間 (. 時 分)